

改正後	改正前
<u>草津市介護保険制度に係る訪問介護利用者負担軽減対策事業実施要綱による利用者負担額の軽減に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》
<u>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》
<u>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置または費用の徴収に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》
<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》
<u>草津市在宅重度障害者等住宅改造費補助金交付要綱による住宅を改造する経費の補助に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》
<u>草津市らくらくケアカー改造費補助金交付要綱による自動車</u>	《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>を改造する経費の補助に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市視覚障害者点字新聞購読助成金交付事業実施要綱による点字新聞の購読料の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市 24 時間対応型利用制度支援事業実施要綱による支援事業の実施に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市重度障害児（者）訪問看護利用助成事業実施要綱による訪問看護に関する必要経費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱による補聴器の購入費等の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給または</u>	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後			改正前		
		<u>障害福祉サービスの提供に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住宅地区改良法による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>草津市営住宅条例に規定する改良住宅（小集落地区改良事業制度要綱に基づく改良住宅に限る。）の管理に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>			《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》
教育委員会	<u>草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
	<u>草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		《改正後に新設》	《改正後に新設》
	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外</u>	<u>草津市準要保護者認定要綱に規定する準</u>		《改正後に新設》	《改正後に新設》

改正後			改正前		
	者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	要保護者の認定に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの			
		草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの			《改正後に新設》

別表第 3（第 5 条第 1 項関係）

情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報
市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
教育委員会	草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの	市長	《現行どおり》
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		《現行どおり》
	住登外者宛名番号管理機能による住		住登外者宛名情報であって

別表第 3（第 5 条第 1 項関係）

情報 照会 機関	事務	情報 提供 機関	特定個人情報
《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
教育委員会	草津市準要保護者認定要綱に規定する準要保護者の認定に関する事務であって規則で定めるもの	市長	《省略》
			《改正後に新設》
	草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱に規定する特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		《省略》
	《改正後に新設》		《改正後に新設》

改正後				改正前			
	<u>登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>		<u>規則で定めるもの</u>				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 7 年 7 月 4 日 掲 示 済 み)

草津市職員の育児休業等に関する条例および草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 2 2 号

草津市職員の育児休業等に関する条例および草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(草津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 草津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年草津市条例第 5 号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 0 条 ≪現行どおり≫ (部分休業をすることができない職員) 第 2 1 条 ≪現行どおり≫ (1) ≪現行どおり≫ (2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。 <u>次条において同じ。</u> ） (<u>第 1 号部分休業の承認</u>) 第 2 2 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。</u>	第 1 条～第 2 0 条 ≪省略≫ (部分休業をすることができない職員) 第 2 1 条 ≪省略≫ (1) ≪省略≫ (2) 勤務日の日数 <u>および勤務日ごとの勤務時間</u> を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。） (<u>部分休業の承認</u>) 第 2 2 条 <u>部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。</u>

改正後	改正前
2 勤務時間条例第 14 条の規定による特別休暇（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 1 項第 8 号の特別休暇に限る。）または勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 （第 2 号部分休業の承認） <u>第 22 条の 2</u> 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。 (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 （育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間） <u>第 22 条の 3</u> 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 （育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）	<u>以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始めまたは終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第 14 条の規定による特別休暇（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 1 項第 8 号の特別休暇に限る。）または勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇の時間または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が前項の特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇または介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>第 2 2 条の 4</u> 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間 (育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情) <u>第 2 2 条の 5</u> 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第 2 3 条 職員が<u>育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、草津市職員の給与に関する条例第 2 6 条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第 3 0 号)第 1 0 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、草津市職員の給与に関する条例第 2 5 条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第 1 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第 2 4 条</u> 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。 第 2 5 条～第 2 7 条 ≪現行どおり≫	≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第 2 3 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、草津市職員の給与に関する条例第 2 6 条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第 3 0 号)第 1 0 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、草津市職員の給与に関する条例第 2 5 条および草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例第 1 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第 2 4 条</u> 第 1 4 条の規定は、部分休業について準用する。 第 2 5 条～第 2 7 条 ≪省略≫

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年草津市条例第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 4 条 ≪現行どおり≫ (介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情	第 1 条～第 1 4 条 ≪省略≫ (介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情

改正後	改正前
にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 5 条の 4 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 《現行どおり》 第 1 5 条の 2 《現行どおり》 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） <u>第 1 5 条の 3</u> 任命権者は、草津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年草津市条例第 5 号）第 2 5 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 草津市職員の育児休業等に関する条例第 2 5 条の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるため	にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 5 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 《省略》 第 1 5 条の 2 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
の措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第 1 項第 3 号または前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第 1 5 条の 4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 《現行どおり》 第 1 5 条の 5 ～第 1 5 条の 6 《現行どおり》 第 1 6 条～第 1 9 条 《現行どおり》	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 《省略》 第 1 5 条の 4 ～第 1 5 条の 5 《省略》 第 1 6 条～第 1 9 条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、改正後の草津市職員の育児休業等に関する条例（以下「新育休条例」という。）の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における新育休条例第 2 2 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新勤務時間条例第 1 5 条の 3 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(令和 7 年 7 月 4 日揭示済み)